

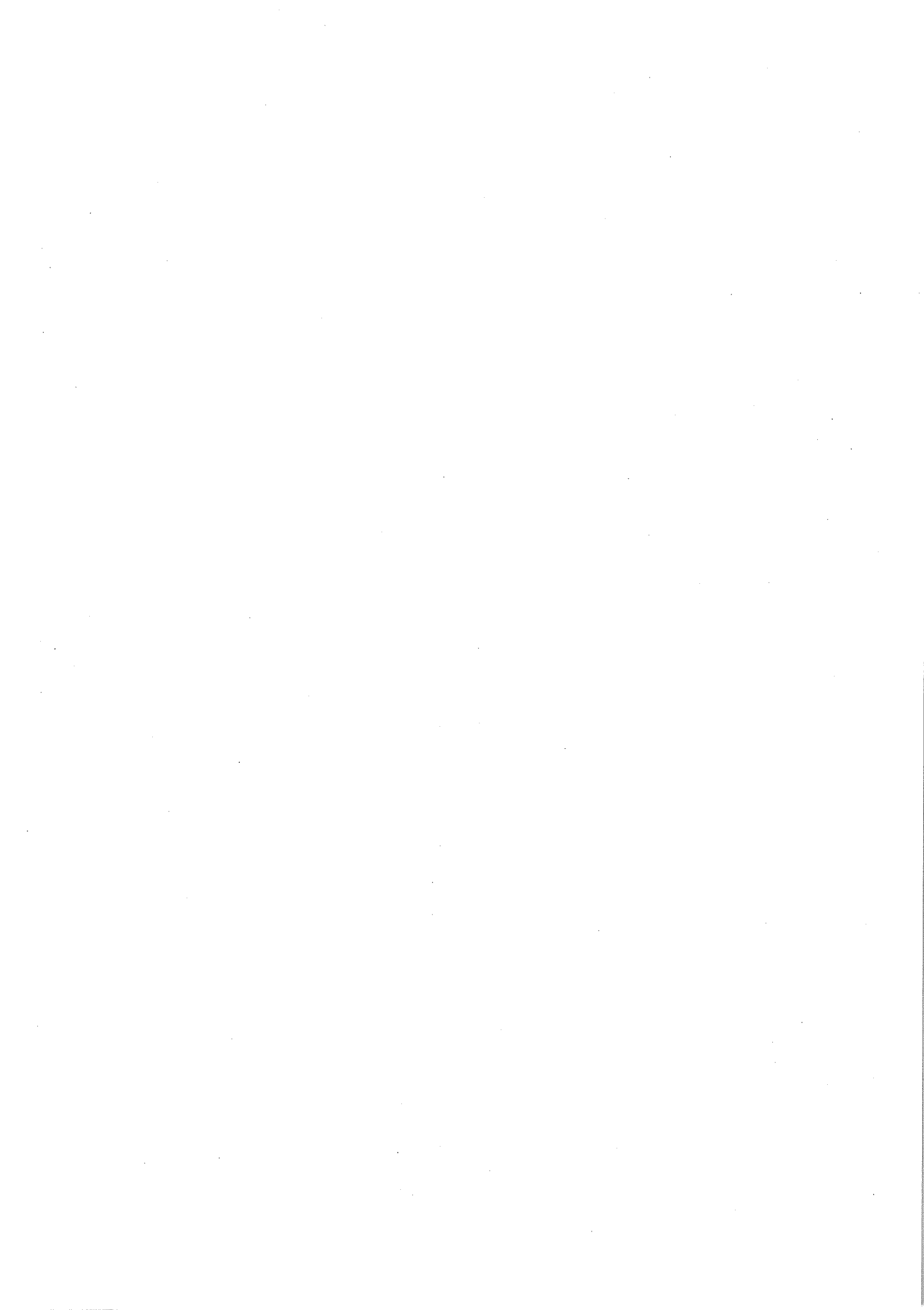
議案第 3 号

野田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

野田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市火災予防条例の一部を改正する条例

野田市火災予防条例（昭和37年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の各号」を削り、同項第8号中「震動」を「振動」に、「亀裂」を「亀裂」に改め、同項第11号中「天蓋」を「天蓋」に、「遮へい」を「遮蔽」に改め、同項第14号ア中「支わく」を「支枠」に改め、同項第15号中「ふた」を「蓋」に、「はかる」を「図る」に改め、同項第17号アからセまで以外の部分中「・重油」を「重油」に改め、同号ウ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同号セ中「装置」を「措置」に改め、同項第18号イ中「さし込み接続」を「差し込み接続」に改め、同号ウ中「さしこみ接続」を「差し込み接続」に改める。

第4条第1項第1号中「けいそう土」を「けい藻土」に改める。

第5条第1項中「たき殻」を「たき殻」に改める。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条第1項第1号中「浸水」を「浸入」に改め、同条第2項中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第11号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第1号中「筐体」を「筐体」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知

した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第2項中「第9号」の次に「並びに第2項（屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）」を加える。

第13条第1項中「電槽^{そう}数」を「電槽数」に、「電槽は」を「の電槽は、」に改める。

第17条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「充てん」を「充填」に改め、同条第3号中「さく」を「柵」に、「立入」を「立入り」に改め、同条第9号アからオまで以外の部分中「充てん」を「充填」に改め、同号ウ中「遮断^{しや}」を「遮断」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に改める。

第17条の2第1号中「支わく」を「支柵」に改める。

第18条第1項第1号中「の各号」を削り、同項第11号中「供給」を「補給」に改める。

第19条第1項第1号中「遮熱^{しや}」を「遮熱」に改める。

第21条第1項第2号中「取りはずし」を「取り外し」に改める。

第26条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第3項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「ふた」を「蓋」に、「おおい」を「覆い」に改める。

第28条第1項中「鋌打作業」を「^{びょう}鋌打作業」に改め、同条第3項中「^{しや}遮熱」を「遮熱」に改め、同条第5項中「^{がら}吸殻容器」を「吸殻容器」に改める。

第29条の3第1項中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第29条の4第5項第3号中「はずれた」を「外れた」に改める。

第30条第4号中「さけめ」を「裂け目」に改める。

第31条の4第2項第7号、第31条の5第2項第2号及び第31条の6第2項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第34条第2項第2号中「同表」を「別表第8」に改める。

第34条の3中「によりこの章の規定による貯蔵及び取扱い」の次に「並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備」を加える。

第36条第4号中「の各号」を削る。

第40条第1号中「つまづき、すべり」を「つまずき、滑り」に改め、同条第3号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第43条中「別表第1」の次に「に掲げる防火対象物」を加える。

第44条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第45条の見出し及び同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第2号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の野田市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電

設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限、位置、構造及び管理に関する基準並びに設置の届出に関する規定の整備等をしようとするものである。

野田市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市火災予防条例 (昭和37年野田市条例第3号)

改 正 案	現 行
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮蔽を設けること。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。</p> <p>ア 風道並びにその被覆及び支柱は、不</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 地震その他の震動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。</p> <p>ア 風道並びにその被覆及び支わくは、</p>

燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ・ウ (略)

- (15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、蓋のある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台面上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。

(16) (略)

- (17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア・イ (略)

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ～ス (略)

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

- (18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア (略)

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合には、差し込み接続とすることができる。

ウ イの差し込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(18の2)～(19) (略)

2～4 (略)

(ボイラー)

第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ・ウ (略)

- (15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台面上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(16) (略)

- (17) 灯油・重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア・イ (略)

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ～ス (略)

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する装置を講ずること。

- (18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア (略)

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合には、さし込み接続とすることができる。

ウ イのさしこみ接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(18の2)～(19) (略)

2～4 (略)

(ボイラー)

第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けい藻土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

(2) (略)

2 (略)

(ストーブ)

第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 (略)

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 (略)

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

(2)～(10) (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部

(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。

(2) (略)

2 (略)

(ストーブ)

第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 (略)

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 (略)

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 水が浸水し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

(2)～(10) (略)

2 屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部

で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7)～(11) (略)
- (12) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。))について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (13) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (14) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構

で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7)～(11) (略)

造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(16)・(17) (略)

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号並びに第2項（屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）の規定を準用する。（蓄電池設備）

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2～4 (略)

（水素ガスを充填する気球）

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所に柵等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りで

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13)・(14) (略)

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

（蓄電池設備）

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）電槽は耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2～4 (略)

（水素ガスを充てんする気球）

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りで

ない。

(4)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア・イ (略)

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。

エ (略)

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。)に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 構造又は材質に応じ、支枠、支線、腕金具等で固定すること。

(2)～(5) (略)

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

(2)～(10) (略)

(11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

(12)・(13) (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

(2) (略)

2 (略)

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、

ない。

(4)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア・イ (略)

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。

エ (略)

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。)に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。

(2)～(5) (略)

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ (略)

(2)～(10) (略)

(11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を供給しないこと。

(12)・(13) (略)

2 (略)

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。

(2) (略)

2 (略)

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、

次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 (略)

(玩具用煙火)

第26条 玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、蓋のある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施した覆いをしなければならない。

(作業中の防火管理)

第28条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は^{びょう}鋸打作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

2 (略)

3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エ

次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 (略)

(がん具用煙火)

第26条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施したおおいをしなければならない。

(作業中の防火管理)

第28条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発生する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は^{しや}鋸打作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

2 (略)

3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エ

エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 (略)

2～4 (略)

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器から外れた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

(4)～(6) (略)

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。

(5)・(6) (略)

第31条の4 (略)

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又は蓋を設けること。

エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 (略)

2～4 (略)

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

(4)～(6) (略)

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。

(5)・(6) (略)

第31条の4 (略)

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

(8)～(11) (略)

第31条の5 (略)

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないように蓋を設けること。

(3)～(7) (略)

第31条の6 (略)

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) マンホール及び注入口の蓋は、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8)～(11) (略)

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 (略)

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(別表第8備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

(8)～(11) (略)

第31条の5 (略)

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。

(3)～(7) (略)

第31条の6 (略)

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8)～(11) (略)

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 (略)

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

(略)

(3)・(4) (略)

(基準の特例)

第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 客席の避難通路は、次に定めるところによらなければならない。

ア～エ (略)

(避難施設の管理)

第40条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまずき、滑り等を生じないように常に維持すること。

(2) (略)

(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を

(略)

(3)・(4) (略)

(基準の特例)

第34条の3 この章(第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱いの技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第36条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 客席の避難通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

ア～エ (略)

(避難施設の管理)

第40条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。

(2) (略)

(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なけ

消防長に届け出なければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

(11)～(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する気球

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) 煙火(玩具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

(3)～(6) (略)

なければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10)～(13) (略)

(14) 水素ガスを充てんする気球

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

(3)～(6) (略)

